

第1回 福祉・保育WG 議事概要（認定こども園）

- 1．日時：平成18年11月16日 14:00～14:40
- 2．場所：永田町合同庁舎 2F 中会議室
- 3．出席者：（規制改革・民間開放推進会議）

白石主査

（厚生労働省）

雇用均等・児童家庭局 保育課 義本課長

（事務局）

岩村企画官

義本課長：認定こども園の検討状況および自治体での法律の施行状況だが、都道府県で認定基準を条例で制定したのが、9月議会で21県。残りの26県も11、12月議会で制定予定。年内には各県における体制が整う。通常であれば10月施行なので、9月に制定するのが妥当である。遅れた理由を都道府県に確認したところ、関係者との意見調整やパブリックコメントを含めた住民への周知等に時間を要したことや、問2にも関連するが、独自の内容を盛り込むため、内容を検討する必要があったことなどが原因。

認定の申請および申請の見込みだが、今後条例を制定する自治体もあり、約半数弱の自治体が独自に調査をしている。状況として、既に認定を申請している施設が5件で、全て秋田県。本日認定の予定。

白石主査：何故秋田がこれだけ多いのか。

義本課長：施設は公立の幼保連携型が4つあるが、既に一体施設として取り組んでいるから。また、県も熱心に幼保連携課を設け、取り組んでいるようである。

18年度内の申請見込みだが100件程度。19年度以降はまだまだ見込みで、これからどうなるか分からないが500件程度。

白石主査：見込みと申請見込みなので、まだ分からないかもしれないが、公私の比率はどうなっているのか。秋田は全て幼保連携型が公立、幼稚園型が学校法人。他の所はどっちが多いのか。

義本課長：公私別のデータは持っていない。ただ、傾向として4つの類型でいえば、100件の中で、半数が幼稚園型、3割が幼保連携型、残りが保育所型と地方裁量型。これも、まだ条例制定箇所が半数なのでどうなるかわからない。これからも追加的な調査を行っていくので、公私の別についてもその時点で分ればお伝えする。

白石主査：幼稚園が半分ということは、特に地方では子どもも減っているし、需要開拓と  
いうことでやっているのか。

義本課長：それもあると思う。実際、預かり保育という形で、約 7 割の幼稚園で取り組ん  
でいる。

白石主査：見込みと申請見込み合わせて 600 件程度だが、これは当初の予想通りなのか、  
若干少ないのか。

義本課長：そこは難しい。国会の答弁で、どれくらいの見込みがあるのかという質問に対  
し、幼稚園で預かり保育や子育て支援をやっている施設や、保育所でいわゆる私的契  
約児を受け入れている施設、既に幼保一体型施設を作っている所などを足し合わせると、  
全体で約 1000 件。現在単純に半分だから 2 倍になったら 1000 件越えるじゃない  
かとなるかもしれないが、よく分からない。そこはこれからの申請状況だし、相談を  
非公式にやっている段階でのカウントはそれぞれの県に任されているので、どの程度  
その中で申請してくるのか、或いは増えてくるのかについてまだ、確たることは言え  
ない。

白石主査：やはり当初の予想よりスタートが遅いのかなと思うが、それに関して、各都道  
府県の条例制定の状況について、事務局で、国が示した基準にどれだけ厳しめになっ  
ているかについて整理をした。やはり予防的な措置として、事故が起こらないよう  
との配慮なのか、保育サービスの質を高めようという配慮なのかそこはよく分から  
ないが、国の指針プラスアルファという事例がいくつかある。それについてどのように  
受け止めているのか。

義本課長：この制度は、国が指針で示し、それを参酌して、都道府県において条例を制定  
することとなる。その理由は、一定の水準を確保しながら地域の実情に応じた対応が  
可能になるようにした。しかも、条例という形式を取り、より民意を反映した形で議  
論をして頂くということになっている。厚労省のスタンスとしては、参考にして頂く  
指針であるから、逆にこれより緩和して定めても良いし、あるいは横出しというケー  
スや上乘せという形も若干見受けられる。これについて、まだ詳細に分析できていな  
いが、例えば、上乘せしているケースについては、県自体の幼稚園ないしは保育所の  
認可基準に合わせて定めているケースがある。条例案としてはまだ公表されておらず、  
我々も確認していないが、指針より緩和している職員配置や面積を定めているケー  
スがあると聞く。

白石主査：それは例えばどこか。

義本課長：そこは、すでに条例が策定された中では、大阪府では 3 歳児の短時間利用児に  
係る配置基準を 25:1 にしている。僻地などについては基準を緩めているケースもあ

る。因みに僻地は和歌山。あと、大分などもそう。また、公表ベースでないが、資格や面積基準をかなり独自に定めて緩和しているところもある。この制度は、あくまでも国は大枠を定めて、地域の実情に合わせて定めて頂くもの。そこは趣旨を勘案していただきたい。

白石主査：今から言っても仕方がないが、ご説明された、あくまでこれは目安であって、地域の実情に合わせると言うことが正しく自治体に伝わっているのか。文書化して通達を出されているのか。

義本課長：通知で出しているし、法案が成立した直後に自治体の担当者を招いて説明会をした。これはあくまで参酌して頂くものだという趣旨は十分伝えた。具体的に定める基準のレベルについては地域の実情に合わせてやって頂きたいと話した。それを理解した上で、各自治体で定めたものと思う。

白石主査：私は千葉に住んでいるが、条例を定めるに際して、検討会を開いたらしい。千葉は他に比して比較的ガードが堅くなっている。急遽作ったので、委員の方は今までの顔なじみで、その方たちが作った結果、やはり相当壁が高くなったとのこと。あまり拙速に作ると、新規参入者に追い風を吹かすような制度にならないと思う。他の都道府県では、どのようなメンバーで、どんな議論があったか情報はあるのか。

義本課長：そこまで把握していない。ただ、多くは、検討会を設けるとか、県民にパブリックコメントをすとかしている。あくまで、ここは各自治体でやっていただくところで、国が口を挟む所ではない。ただ、千葉については非公式で我々も聞いているが、千葉市で定めている認可基準と県の基準が若干異なる。そこは千葉市の認可基準より、県の認定基準が高いというケースになる。法律で、関係機関において協議をして下さいと定めている。そこは逆にしっかりやっていただきたい。

白石主査：利用者に対する補助額だが、幼稚園と保育所でそれぞれ異なっているために、同じ施設に入った場合でも、保育に欠ける子どもかどうかで、利用料に差が出るのはないか。何をもちて公平性と言うべきか問題であるが、同じようなサービスを受けながらその利用料に相当の差が出るということについて、どのような見解を持っているのか。

義本課長：事実を申し上げますと、制度を作る際に検討したが、3～5歳を対象にして、公費負担を出してみた所、国と地方合わせて、保育所については、大体年額22万円、幼稚園は18万円。利用時間などを考えると合理的な範囲ではないか。利用料については、幼稚園はフラットだが、保育所は応能負担で所得により異なる。標準では、保育所で月額3万円、幼稚園は2万円。預かり保育が大体7,8千円上乗せされる。た

だし、所得により利用料が違うので、それによって差が出てくる。その辺りの捉え方によって差があるのではという意識が生じる。

ただ、認可保育所は各自治体で定めていただくが、認定こども園は直接契約で、利用料は各施設で定めていただくので、利用料をフラットにして、幼稚園に近づけていただくなど、工夫ができるのでは。確かにこれまでの公平性や横並びを考えるとなかなか難しい所もあるが、そこは逆に各施設で直接契約制のメリットを十分発揮していただきたい。あと、国だけでなく、各自治体でも補助をしているのでそれを活用していただきたい。さらに、文部科学省の所管だが、現在幼稚園就園奨励費の見直しも検討している。

また、保育に欠けるという要件の話については、福祉としての保育サービスをどう捉えるかという問題で、保育制度全体の問題なので、俄にこれについての対応というのは難しい。

事務局：条例化する際、自治体において料金の補助の部分について、現在の保育所の料金メニューを前提に補助を出す仕組みにしている所が多く、柔軟にフラット化すると補助額が減る場合があり、なかなか現実的には行いにくいという面があるのではないかと。

義本課長：そこはこれからの課題で、認定こども園を増やしていく上では、そのような課題も見越して対応していかねばならない。東京都も独自の補助を行うということも聞いているので、国、地方相まって対応するのかと思う。

白石主査：東京都は認証保育所が300施設以上ある。それにプラスして今回の認定こども園があるが、東京都はどこに主眼を置いていくのか。

義本課長：認証保育所を認定こども園に転換していくということも聞いている。

白石主査：その場合、認証保育所だと、例えば0歳児は2.8㎡でよくなり、若干認可保育所より緩和され、それが認定こども園の基準になっていくのでは。

義本課長：国基準と比較した場合、面積ではそれほど違いはない。A型では国基準と同じで、駅前等のB型が若干緩くなっている。

白石主査：事業者にとっては、一本化したとはいえ、同じ屋根の下に二つの母屋がある感じで、申告書（申請書？）や会計報告など、個別にやる必要があり事務処理が煩雑になるという意見があるがどうか。

義本課長：申請者に過重な負担とならないことが基本。それを基本に、課長通知で都道府県、市町村に対し各種申請手続きを一元化しよう依頼した。通知としては異例だが、かなりブレイクダウンして依頼した。具体的には、様々な段階があるが、4つの類型で差別がなく受け付けることや、申請窓口の権限に相違がある場合、きちんと調整す

る仕組みの構築などが必要。また、相談の段階や認定事務の段階、補助金申請の段階、指導監督などいくつかの段階もある。特に、相談や照会窓口の設置や認可、認定の手続きについては、権限が異なる場合に問題が生じるので、連携・協力体制の確保が必要。

補助金についても、幼稚園と保育所とでは、申請先が市町村レベルか都道府県レベルかで異なる場合がある。特に施設整備については市町村経由の申請が可能となるように依頼した。運営費についても、私学助成は県だが、ベースは市町村が対応するということがよくあるので、幼保連携型の認定こども園については、私学助成事務の一部の市町村への委任の検討も依頼した。

指導監督についても、監査の頻度が異なるといった指摘があるので、今後の課題ではあるが、保育所については毎年監査を行っているが、幼稚園については特に決まりはなく2～3年に一度である。これを、例えば、幼稚園と保育所の監査を同じ時期に実施するなど、事務負担の軽減を図ることが考えられる。

白石主査：監査の時期が一緒になっても書類は二種類必要なのか。

義本課長：補助金の性質が異なるので、別々の書類はあるが、極力書類の共有化の推進を依頼している。

白石主査：各自治体にとって積極的に対応するインセンティブはあるのか。自治体にとってはかなりの手間になるのでは。

義本課長：事務手続については、来年度申請が多くなるので、その申請の時期に合わせて手続きの一元化の検討をしたい。認定こども園については、既存の保育所だけでなく児童福祉施設全体に影響を及ぼすことから今後の検討課題としたい。気持ちとしては事務処理負担の軽減を図るようできる限り努力する。自治体にもフォローアップするなどしたい。

白石主査：依頼だけではなかなか進まないの、きっちりと実態をフォローしていただきたい。

義本課長：会計基準だが、学校法人が保育所を併設するケースは以前からあり、平成14年にその点の事務軽減を考慮した基準取扱いの整理を行った。保育所側はこのような整理がこれまで無かったので、例えば社会福祉法人が設置する幼保連携施設について、今専門家に会計の事務負担軽減の在り方について検討いただいております、18年中にとりまとめる予定。

事務局：幼保連携型で学校法人が認可保育所を併設する場合、学校法人会計の他に社会福祉法人会計を作る必要はないのか。

義本課長：法人が別法人であれば作る必要があるが、一つの法人であれば区分経理での対

応となる。ただ、建物や職員の費用按分など区分経理をどうするかというところはかなり煩雑になるので、それを簡便にできるマニュアル等を作る必要がある。

白石主査：現行の保育所は児童の募集や利用料徴収などを行っておらず、認定こども園になった場合は、直接契約なのでそのような周辺業務が発生するが、その費用は施設側が負担することになると伺っているが。

義本課長：幼稚園の場合は経常費で徴収等の費用を算出していない。そのため、運営費の範囲で対応していただくことになると思う。ただ、運営費のメニューとしては弾力的に取り扱えるので、徴収コストがかかった場合は充当することも可能。また、周辺の話にはなるが、やはり事務体制は重要なので、全園に対して事務職員を配置することを進めており、19年度においても特別保育事業等を実施している全ての保育所において事務職員が配置できるよう運営費の措置をする。

事務局：それは現行の運営費への上乗せか。

義本課長：その通り、加算。幼稚園の場合はいろいろなノウハウがあるが、保育所の場合は経験が全くなく、金銭の問題よりその点に不安な点があるのでは。また、フォローアップの一環として好事例については事例集としてきちんと伝えたい。ノウハウを蓄積しつつ取り組むしかない。

白石主査：幼稚園と保育所の制度が残ったまま新しい施設を立ち上げたので、今質問したような事象が生じているのでは。さらに、これをもっと進めた制度にするとか、認定こども園の発展形態をどのように考えるのか。

義本課長：認定こども園がスタートしていないのでなかなか難しい。まずは本制度の促進を図りたい。そこで出てきた問題の解決を着実に図りたい。今の時点でなかなかその先の絵を示すのは難しい。

以 上